

事例10 ㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得

第1 当事会社

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（法人番号9290001028986）（以下「FFG」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「FFGグループ」という。）は、福岡県に本店を置き銀行業等を営む子会社の経営管理等を行う会社である。また、FFGの子会社である株式会社親和銀行（法人番号1310001005552）（以下「親和銀行」という。）及び株式会社十八銀行（法人番号7310001000829）（以下「十八銀行」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「十八銀行グループ」という。また、FFG及び十八銀行を併せて「当事会社」、FFGグループ及び十八銀行グループを併せて「当事会社グループ」という。）は、長崎県に本店を置き銀行業を営む会社である。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、FFGが、十八銀行の株式に係る議決権を50%を超えて取得すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社は、平成28年2月に、本件統合の計画について公表したが、それ以前から、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また、平成28年2月に当事会社が本件統合の計画について公表して以降、当委員会は、競争事業者等に対するヒアリングや需要者に対するアンケート¹（以下、当該アンケートを「需要者アンケート①」という。）を実施した。その後、同年6月8日にFFGから、独占禁止法の規定に基づき本件統合に係る株式取得に関する計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、上記計画届出書その他の当事会社から提出された資料のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリング等の結果を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年7月8日にFFGに対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

¹ 長崎県における需要者の実際の借入状況や金融機関の利用に関する認識等を広く把握するため、平成28年5月に、長崎県内に所在する需要者のうち約3,000名に対しアンケートを実施した（有効回答率は約20%）。

第2次審査の初期の段階において、それまでの審査結果に基づき、当委員会は当事会社に対し論点等の説明を行い、本件統合により競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。当委員会の指摘を受けて、当事会社から主張等が提出され、当該主張等について検討を行うため、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また、第2次審査において、当委員会は、当事会社から順次報告等の提出を受け、競争事業者、需要者等に対するヒアリング等を行ったほか、当事会社からの求めに応じ、再度需要者に対するアンケート²（以下、当該アンケートを「需要者アンケート②」という。）を実施し、これらの結果も踏まえ、再度、本件統合により競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

当事会社は、平成30年5月以降、債権譲渡等の問題解消措置を講じる旨を対外的に公表し、同年8月、当事会社から変更報告書の提出により問題解消措置の申出が行われた。

なお、当事会社に対する報告等の要請については、同月15日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

2 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち、非事業性貸出し、預金、為替、投資信託販売、公共債販売、保険代理店及びクレジットカードに係る取引分野については、競争事業者からの圧力が認められる等の事情があることから、いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

一方、特に、本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる事業性貸出しに係る取引分野については、本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査を行った。その結果、後記第4及び第5に詳述のとおり、本件統合により長崎県等における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められるが、後記第6及び第7に詳述のとおり、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

² 需要者アンケート①と同様の観点から、平成30年2月から同年3月に、長崎県内に所在する需要者のうち約4,400名に対しアンケートを実施した（有効回答率は約40％）。

第4 事業性貸出しに係る一定の取引分野

1 役務範囲

(1) 事業性貸出し及び非事業性貸出し

当事会社グループを含む金融機関が行う資金の貸付け等のいわゆる貸出業務は、事業者を対象とする事業性貸出しと一般消費者を対象とする非事業性貸出しとに大別される。事業性貸出しは事業者が運転資金や設備資金等の事業に必要な資金を調達するものであるのに対し、非事業性貸出しは一般消費者が住宅や教育等の消費生活に必要な資金を調達するものであり、両者は需要者が異なるとともに用途が異なる。このため、両者は需要者にとっての代替性が認められない。

また、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出条件を設定する必要があるため、金融機関には、定期的に事業者を訪問しながら信用状況に係る情報等を収集、評価し、貸出条件に反映させるための専門性のほか、拠点となる店舗や一定規模の営業人員が必要となる。一方、非事業性貸出しはあらかじめ一定の貸出条件が設定され、貸出審査を保証会社による審査に依拠する場合も多いため、事業性貸出しに求められるような専門性や店舗、人員等の体制までは必要とならない。このため、両者は供給者にとっての代替性も限定的である。

したがって、「事業性貸出し」及び「非事業性貸出し」は、それぞれ別の役務範囲として、競争の実質的制限についての検討を行った。

(2) 事業性貸出しの役務範囲

当事会社グループは、大企業・中堅企業、中小企業³及び地方公共団体に対して事業性貸出しを行っているが、これらの需要者は、その事業規模、事業を展開する範囲、事業の性質等が異なるため、借入金額や取引方法等が異なる。また、借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限が異なることから、取引を行う金融機関が異なる。このように、事業性貸出しについては、取引の相手方によって取引の実態が異なっているため、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」をそれぞれ別の役務範囲として競争の実質的制限についての検討を行った。

長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場規模は1千億円強、中小企業向け貸出しの市場規模は1兆3千億円弱、地方公共団体向け貸出しの市場規模は5千億円強である。

上記3つの役務範囲のうち、地方公共団体向け貸出しについては、長崎県において

³ 中小企業基本法第2条第1項の規定を踏まえ、製造業等については資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下、卸売業については資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下、サービス業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が100人以下、小売業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社等を「中小企業」とし、これに該当しない会社等を「大企業・中堅企業」とした。

は基本的に指定金融機関等から借入れが行われることが多く、本件統合の前後で競争状況に特段の変化は生じないと認められることから、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

したがって、以下では、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しについて詳述する。

(3) 競争事業者の範囲

ア 大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は、事業規模が比較的大きく、多額の資金を必要とすることから、借入金額が比較的大きい傾向にある。この点、銀行については、貸出対象者の規模、業種等に関する法令上の制限がなく、大口信用供与規制による貸出限度額も大きいいため、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入先とすることが可能である⁴。

一方、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）については、長期かつ多額の資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため、大企業・中堅企業が、DBJを代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）については、法令等により、貸出対象者が基本的に中小企業に限られていることから、大企業・中堅企業は、これらの金融機関を代替的な借入先とすることができない。また、農業協同組合等（以下「農協等」という。）については、法令等により、基本的に貸出対象者が農業者等に限られているほか、長崎県においては、大企業・中堅企業向け貸出しの実績がほとんどない。

さらに、後記イの中小企業向け貸出しを含め、いわゆるフィンテックを用いた、従来の金融機関からの借入れ以外の新たな方法（いわゆるソーシャルレンディングやクラウドファンディング等を含む。）による借入れの実績は確認できず、当面競争圧力として働くほど増加することも見込まれない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては、銀行については競争事業者からの競争圧力、DBJについては隣接市場からの競争圧力と整理して検討を行った。

イ 中小企業向け貸出し

中小企業は、事業規模が比較的小さく、借入金額も比較的小さい傾向にある。こ

⁴ 長崎県においては、インターネットや電話などの通信端末を介した取引を中心とする、いわゆるネット銀行による事業性貸出し（後記イの中小企業向け貸出しを含む。）の実績は確認できなかった。

の点、銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため、中小企業は、銀行、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方、農協等は、前記アのとおり、基本的に貸出対象者が農業者等に限定されている。また、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象者としており、需要者も、資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

したがって、中小企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては、銀行、信用金庫及び信用組合については競争事業者からの競争圧力、農協等、商工中金及び日本公庫については隣接市場からの競争圧力と整理して検討を行った。

2 地理的範囲

当事会社は、大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しを分けることなく、地理的範囲を少なくとも「長崎県」とすることが適当であり、「九州全域」と考えることも可能と主張し、より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、「県南」、「県北」及び「県央」という経済圏のほか、離島地域という経済圏⁵に分けることも考えられると説明した。この点について、公正取引委員会は、事業性貸出しの需要者である事業者が借入れを行う範囲や供給者である銀行等の営業範囲等の実態を踏まえて、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しのそれぞれについて、以下のとおり地理的範囲を整理して競争の実質的制限についての検討を行った。

(1) 大企業・中堅企業向け貸出し

需要者アンケート①及び②によれば、7割程度の大企業・中堅企業が、長崎県内に所在する銀行の店舗からのみ借入れを行っている。また、供給者である銀行は、長崎県全域において大企業・中堅企業向け貸出しを行うことができる体制や能力を有しており、大企業・中堅企業向け貸出しについては、長崎県全域を営業範囲としている。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては「長崎県」を地理的範囲とし、長崎県内に店舗を有する銀行であれば、長崎県外に本店を置く銀行を含めて、競争事業者からの競争圧力として検討を行った。また、長崎県内に店舗を有しない銀行については、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

⁵ 離島地域については、地理的分布状況から「対馬」、「壱岐」、「五島」、「小値賀」及び「新上五島」に分かれると認められることから、以下では、離島地域を当該5の経済圏に分けて検討を行う。

(2) 中小企業向け貸出し

需要者アンケート①及び②によれば、自己が所在する経済圏（下表）外に所在する銀行、信用金庫又は信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は1割前後にすぎないが、現在借入れを行っている金融機関の貸出条件が悪化し、他の金融機関からの借入れを考える場合、新たな借入先を探す地域は、長崎県全域等、自己が所在する経済圏よりも広い範囲とする者が5割前後存在する。このことから、中小企業向け貸出しについても、前記(1)の大企業・中堅企業向け貸出しと同様に、まずは「長崎県」を地理的範囲とし、長崎県内に店舗を有する銀行、信用金庫及び信用組合であれば、長崎県外に本店を置く銀行、信用金庫及び信用組合を含めて、競争事業者からの競争圧力として検討を行い、長崎県内に店舗を有しない銀行、信用金庫及び信用組合については隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

一方、需要者アンケート①及び②によれば、9割前後の中小企業が、自己が所在する経済圏内に所在する銀行、信用金庫又は信用組合の店舗からのみ借入れを行っており、また、供給者である銀行、信用金庫及び信用組合は、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として貸出しを行っている。

したがって、中小企業向け貸出しについては、本件統合による競争上の影響が地域によって異なるか審査を行うため、上記の「長崎県」に加え、下表の経済圏ごとも、競争の実質的制限についての検討を行った。

	経済圏	経済圏に含まれる市町
1	県南経済圏	長崎市、長与町及び時津町 ^{とぎつちよう}
2	県北経済圏	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町及び佐々町 ^{さざきちよう}
3	県央経済圏	島原市、諫早市、大村市、雲仙市及び南島原市
4	対馬経済圏	対馬市
5	壱岐経済圏	壱岐市
6	五島経済圏	五島市
7	小値賀経済圏	小値賀町 ^{おぢかちよう}
8	新上五島経済圏	新上五島町 ^{しんかみごとうちよう}

第5 事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

1 大企業・中堅企業向け貸出し

(1) 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成30年1月末の長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェアの

状況等は下表のとおりであり、本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名 ⁶	市場シェア ⁷
1	FFGグループ	約40%
2	十八銀行	約30%
3	A	約15%
4	B	約5%
5	C	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約30%		
統合後のHHI ⁸ ：約5,200		
HHIの増分：約2,400		

FFGグループの市場シェアは約40%・第1位であり、本件統合により当事会社グループの合算市場シェアは約70%となり、市場シェアの増分は約30%に達する。

当事会社グループの競争事業者として、約15%の市場シェアを有するAのほか、約5%の市場シェアを有するBやCが存在する。需要者アンケート①及び②によれば、当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識している大企業・中堅企業は6割程度であるが、大企業・中堅企業の5割程度が当事会社グループと代替的な借入先であると認識している競争事業者も存在する。

また、競争事業者は、資金面において十分な供給余力を有しているほか、競争事業者に対するヒアリングによれば、大企業・中堅企業に対しては長崎県内全域を営業範囲として遠方の需要者にも訪問を行うなど、体制面でも問題ないとのことである。このことから、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

さらに、長崎県においては、多くの大企業・中堅企業が、銀行が積極的に貸出しを

⁶ 競争事業者については、匿名とするため任意のアルファベットを用いており、市場シェアが約5%以上となる者（順位が第5位までの者に限る。）を表に記載している。以下同じ。

⁷ 37.5%以上42.5%未満を「約40%」とするなど、5%単位で記載している。以下同じ。

⁸ ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指数で、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

行いたいと考える信用度の高い事業者であり、競争事業者に対するヒアリングによれば、大企業・中堅企業向け貸出しについては、当事会社グループと競争事業者が競合する機会が一定程度存在するとのことである。このことから、大企業・中堅企業向け貸出しについては、当事会社グループの間だけでなく、競争事業者との間においても競争が一定程度活発に行われていると認められる。

以上から、競争事業者からの競争圧力が一定程度認められる。

(2) 隣接市場からの競争圧力

ア DBJからの競争圧力

DBJは、長期かつ多額の資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため、DBJからの競争圧力は限定的であると認められる。

イ 地理的隣接市場からの競争圧力

需要者アンケート①及び②によれば、長崎県外に所在する銀行の店舗からも借入れを行っている大企業・中堅企業が3割前後存在するほか、6割前後の大企業・中堅企業が、現在借入れを行っている金融機関の貸出条件が悪化し、他の金融機関からの借入れを考える場合には、長崎県外も含めて新たな借入先を探すとしている。また、前記(1)のとおり、大企業・中堅企業については、銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者が多い。

したがって、長崎県内に店舗を有しない銀行からの競争圧力が一定程度認められる。

ウ 小括

以上から、隣接市場からの競争圧力が一定程度認められる。

(3) 参入

制度上の参入障壁は存在しないが、競争事業者に対するヒアリングによれば、過去5年間に長崎県内に新たに店舗を設置した競争事業者は、1店舗を設置した者が1名存在するのみであり、銀行等が店舗等の合理化を進める中で、今後新たに店舗を設置することを予定している者も存在しないことから、参入圧力は認められない。

(4) 需要者にとっての取引先変更⁹の容易性

需要者アンケート①及び②によれば、本件統合後に当事会社グループが一定程度の金利の引上げを行った場合に当事会社グループ以外の金融機関からの借入れを検討するとした大企業・中堅企業は5割強である。

この点、需要者アンケート①及び②によれば、当事会社グループから借入れを行っている大企業・中堅企業のうち競争事業者からも借入れを行っている者が5割前後存在するが、特にそのような大企業・中堅企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記(1)のとおり、大企業・中堅企業については、銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者が多いほか、競争事業者は十分な供給余力を有する。

したがって、大企業・中堅企業は、借入先を容易に変更できると認められる。

(5) 総括

以上から、需要者にとっての取引先変更の容易性が認められる中、競争事業者からの競争圧力のほか、隣接市場からの競争圧力が一定程度認められることから、本件統合により、大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社グループが、単独行動によって、長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記第4の1(1)のとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社グループと競争事業者との協調的行動によって、長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

2 中小企業向け貸出し

(1) 長崎県

ア 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成30年1月末の長崎県における中小企業向け貸出しの市場シェアの状況等は下表のとおりであり、本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

⁹ 当事会社グループからの借入れを減らし、その減らした分について、現に借入実績のある競争事業者からの借入れを増やす場合のほか、現に借入実績のない競争事業者から新たに借り入れる場合を含む。以下同じ。

【中小企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名	市場シェア
1	FFGグループ	約40%
2	十八銀行	約35%
3	D	約10%
4	E	約5%
5	F	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約75%・第1位		
市場シェアの増分：約35%		
統合後のHHI：約5,400		
HHIの増分：約2,600		

FFGグループの市場シェアは約40%・第1位であり、本件統合により当事会社グループの合算市場シェアは約75%となり、市場シェアの増分は約35%に達する。また、一方の当事会社グループが、他方の当事会社グループの貸出債権の返済資金を貸し出すことによる借換え（いわゆる肩代わり）を促すなど、中小企業向け貸出しにおいては、専ら当事会社グループの間で競争が活発に行われていると認められる。

当事会社グループの競争事業者として、約10%の市場シェアを有するDのほか、約5%の市場シェアを有するEやFが存在する。需要者アンケート①によれば、いずれの競争事業者についても、過去3年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとする中小企業は1割に満たなかったが、需要者アンケート②によれば、過去3年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとする中小企業の割合は競争事業者により1割から4割と増えており、本件統合の計画の公表後に競争事業者の勧誘活動は一定程度活発化していると認められる。しかし、需要者アンケート①及び②によれば、当事会社グループを相互に代替的な借入先であると認識している中小企業は6割程度である一方、これらの競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は、多くとも2割強にすぎない。また、資金面では供給余力を有していると認められる競争事業者についても、体制面での供給余力は十分ではないと認められる。

以上から、競争事業者からの競争圧力は限定的であると認められる。

イ 隣接市場からの競争圧力

(ア) 農協等からの競争圧力

農協等は、農業者等以外への貸出実績が少ないため、農業者等以外の幅広い事業者を対象とする中小企業向け貸出しに対する競争圧力は限定的であると認められる。

(イ) 商工中金及び日本公庫からの競争圧力

前記第4の1(3)イのとおり、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象者としている。また、競争事業者に対するヒアリングによれば、これらの政府系金融機関と競合するとしても、設備資金等の一部においてのみであるとのことである。

したがって、商工中金及び日本公庫からの競争圧力は限定的であると認められる。

(ウ) 地理的隣接市場からの競争圧力

需要者アンケート①及び②によれば、中小企業については、長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は5%程度にすぎない。

また、前記第4の2(2)のとおり、銀行等は、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として貸出しを行っているため、長崎県内に所在する中小企業が、長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行うことは容易ではないと認められる。

したがって、長崎県内に店舗を有しない銀行等からの競争圧力は限定的であると認められる。

(エ) 小括

以上から、隣接市場からの競争圧力は限定的であると認められる。

ウ 参入

前記1(3)と同様に、参入圧力は認められない。

エ 需要者にとっての取引先変更の容易性

需要者アンケート①及び②によれば、本件統合後に当事会社グループが一定程度の金利の引上げを行った場合に当事会社グループ以外の金融機関からの借入れを検討するとした中小企業は4割弱と一定程度存在する。また、需要者アンケート①及び②によれば、当事会社グループから借入れを行っている中小企業のうち競

争事業者からも借入れを行っている者が3割前後存在するが、そのような中小企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。

他方、7割前後の中小企業は競争事業者から借入れを行っておらず、前記アのとおり、競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は相対的に少ないこと等から、そのような中小企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは困難であると認められる。

オ 総括

以上から、競争事業者及び隣接市場からの競争圧力が限定的であり、参入圧力も認められないことから、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、当事会社グループが、単独行動によって、長崎県における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

(2) 各経済圏

ア セーフハーバー基準の該当性等

平成30年1月末の各経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェアの状況等は下表のとおりである。F F Gグループのみが店舗を置いて中小企業向け貸出しを行っている小値賀経済圏は、本件統合によるH H Iの増分が約0であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

それ以外の各経済圏については、本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないが、五島経済圏では、本件統合前のF F Gグループ以上の市場シェアを有し、資金面及び体制面において供給余力を有すると認められる競争事業者が存在することから、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

したがって、以下では、小値賀経済圏及び五島経済圏以外の各経済圏について、競争の実態に応じて、県南経済圏、県北経済圏及び県央経済圏（以下、これらをまとめて「県南等3経済圏」という。）と、対馬経済圏、壱岐経済圏及び新上五島経済圏（以下、これらをまとめて「対馬等3経済圏」という。）に分けて検討する。

【県南経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約40%
2	FFGグループ	約35%
3	G	約10%
4	H	約5%
5	I	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約75%・第1位		
市場シェアの増分：約35%		
統合後のHHI：約5,600		
HHIの増分：約2,700		

【県北経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	FFGグループ	約50%
2	十八銀行	約20%
3	J	約10%
4	K	約5%
5	L	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のHHI：約5,300		
HHIの増分：約2,200		

【県央経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約40%
2	FFGグループ	約30%
3	M	約10%
4	N	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約30%		
統合後のHHI：約5,100		
HHIの増分：約2,400		

【対馬経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約75%
2	FFGグループ	約20%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約95%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のHHI：約9,500		
HHIの増分：約3,200		

【沓岐経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約60%
2	FFGグループ	約40%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約95%・第1位		
市場シェアの増分：約40%		
統合後のHHI：約9,100		
HHIの増分：約4,400		

【五島経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約50%
2	O	約30%
3	FFGグループ	約20%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のHHI：約5,700		
HHIの増分：約2,000		

【小値賀経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	FFGグループ	約100%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約100%・第1位		
市場シェアの増分：約0%		
統合後のHHI：約10,000		
HHIの増分：約0		

【新上五島経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	FFGグループ	約60%
2	十八銀行	約20%
3	P	約20%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約80%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のHHI：約6,800		
HHIの増分：約2,600		

イ 県南等3経済圏

県南等3経済圏では、本件統合により、当事会社グループの合算市場シェアは約70%から約75%、市場シェアの増分は約20%から約35%となる。前記(1)アの長崎県における状況と同様、これらの経済圏では、専ら当事会社グループの間で競争が活発に行われていると認められる。

当事会社グループの競争事業者として、市場シェアが約10%又はそれ以下の金融機関が存在するが、前記(1)アの長崎県における状況と同様、本件統合の計画の公表後に競争事業者の勧誘活動は一定程度活発化していると認められるものの、競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は相対的に少なく、また、競争事業者は体制面での供給余力は十分ではないと認められる。

以上から、競争事業者からの競争圧力は限定的であると認められる。

また、隣接市場からの競争圧力、参入圧力等については、前記(1)イないしエの長崎県における状況と同様であると認められる。

したがって、前記(1)の長崎県と同様、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、当事会社グループが、単独行動によって、県南等3経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

ウ 対馬等3経済圏

対馬等3経済圏では、当事会社以外に店舗を置いて貸出しを行っている競争事業者は存在せず、対馬経済圏及び壱岐経済圏では、本件統合後に当事会社グループの市場シェアは約95%となる。また、新上五島経済圏のPは、約20%の市場シェアを有しているが、同経済圏の市場規模が極めて小さい一方、特定の中小企業に対して多額の貸出しを行ったことを反映したものにすぎない。以上から、対馬等3経済圏においては、実質的な競争事業者は存在せず、競争事業者からの競争圧力は認められない。

他方、一般的に、各事業者にとって最も効率的な供給量（最小最適規模：事業者にとって平均費用が最低となる供給量）との関係で一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れず、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合（このような場合には、事業の譲受けにより競争事業者を創出しようにも、不採算を理由に事業の譲受先が見つからないと考えられる。）には、当該複数の事業者が企業結合を行い1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

対馬等3経済圏は、市場規模が極めて小さく¹⁰、当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたにもかかわらず採算が取れていない状況にあるため、複数の事業者による競争を維持することが困難であると認められる。また、競争事業者に対するヒアリングによれば、競争事業者の創出のため、仮に対馬等3経済圏の店舗が譲渡されるとしても、当該店舗の譲受けを希望しないとのことである。

以上から、対馬等3経済圏では、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められるが、ほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。

¹⁰ 長崎県における中小企業向け貸出しの市場規模に占める対馬等3経済圏それぞれの市場規模の割合は、約1%又はそれ以下である。

第6 当事会社による問題解消措置の申出

前記第5のとおり、本件統合により、当事会社グループが、単独行動によって、長崎県及び県南等3経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨、当事会社に対して指摘を行った。また、対馬等3経済圏における中小企業向け貸出しについては、本件統合によりほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう所要の措置を講じることが望ましい旨の指摘を行った。これを受けて、当事会社は、以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を講じることが申し出た。

1 債権譲渡

当事会社グループは、県南等3経済圏における当事会社グループの事業性貸出しに係る債権のうち、貸出先が他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受入れを応諾する合計1千億円弱相当について、原則として本件統合を実施するまでに、当該他の金融機関に対する譲渡（貸出先が当事会社グループの貸出債権を返済して他の金融機関に借り換えるものを含む。以下「本件債権譲渡」という。）を行う。また、本件統合を実施するまでに債権譲渡額が当該金額に満たなかった場合には、本件統合後1年以内に追加的に当該不足額相当の債権を他の金融機関に譲渡する。

2 金利等のモニタリング

当事会社グループは、不当な金利の引上げが生じることがないように、個々の貸出しを実行する前に正当な理由なく金利が上昇していないか確認し、正当な理由がない場合には金利の見直しを行う。また、いわゆる貸し渋りや貸し剥がしが生じることがないように、第三者に委託して、需要者からの相談を受け付けるための相談窓口を設置する。加えて、中小企業向け貸出しに係る新規実行金利及び残高等について、具体的な指標を作成して事後的なモニタリングを実施する。

これらの措置（以下「本件モニタリング」という。）の実施状況については、当事会社グループ内部の委員会及び第三者委員会を設置するなどガバナンス態勢を整備してその監視を受けるとともに、金融当局が検査・監督において確認する。

また、当事会社グループは、本件統合によりほぼ独占状態となる対馬等3経済圏においても、本件統合による弊害が生じないように、同経済圏に所在する需要者に係る金利の事前確認や同経済圏に所在する需要者からの貸し渋り等に係る相談の受付を行うなど、本件モニタリングを着実に実施する。

3 定期報告

当事会社は、本件債権譲渡及び本件モニタリングの実施状況について、公正取引委員会に対して定期的に報告する。

第7 問題解消措置に対する評価

1 債権譲渡

本件債権譲渡が行われた場合、下表のとおり、当事会社グループの合算市場シェア及び市場シェアの増分は減少することから、それだけ競争に与える影響も小さくなる。また、債権譲渡を受ける競争事業者の市場シェアは大きくなり、本件統合による当事会社の市場シェアの増分（本件債権譲渡後のもの）と比較しても、一定程度の市場シェアを有する競争事業者が存在する状況になるほか、長崎県のQ、県南経済圏のR及び県央経済圏のSのように、一定程度の市場シェアを有する競争事業者が増加する。

競争事業者は、債権譲渡の対象となった中小企業に対して、債権譲渡に伴う取引関係を契機として比較的容易に追加的な貸出しを行うことができるようになるとともに、長崎県において一定の貸出実績を上げることによって、当事会社グループと代替的な借入先であると中小企業に認識されるようになり、その結果、取引のない中小企業に対しても貸出しを行いやすくなるものと考えられる。このように、競争事業者は、債権譲渡により、長崎県及び県南等3経済圏において一定の顧客基盤を構築することができると考えられる。前記第5の2(1)アのとおり、競争事業者は、本件統合の計画の公表後に勧誘活動を一定程度活発化させており、その結果、貸出残高を一定程度増加させるとともに、前記第5の2(1)エのとおり、一定割合の中小企業が競争事業者への借換えを検討するとしている。このような中で、上記のように競争事業者が一定の顧客基盤を構築し、当事会社グループと代替的な借入先であると認識されるようになれば、競争事業者への借換えを実行する中小企業は更に増加すると考えられる。この点、本件債権譲渡を長崎県及び県南等3経済圏において取引拡大を図る契機と捉え、今後、取引を拡大する意向を有する競争事業者が複数存在する。

また、本件債権譲渡は、債権譲渡を受ける競争事業者にとって、債権譲渡の対象となった中小企業との取引を維持、拡大するために営業人員等を増員する必要が生じるほか、上記のとおり、借換えを実行する中小企業が更に増加する場合には、その対応のため、体制を強化するインセンティブとなると考えられる。この点、本件債権譲渡への対応のほか、更なる取引先の拡大を図るため、長崎県内に所在する店舗の営業人員を増員するなど、体制を強化する競争事業者が複数存在する。

以上を踏まえれば、本件債権譲渡により、長崎県及び県南等3経済圏において、一定程度の市場シェアを有する競争事業者を中心に、当事会社グループに対して一定程度の競争圧力を有することとなるものと認められる。このため、本件債権譲渡を前提とすれば、当事会社グループが、単独行動によって、長崎県及び県南等3経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

【長崎県における中小企業向け貸出しの市場シェア】

(本件債権譲渡前)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算 FFGグループ 十八銀行	約75% 約40% 約35%
2	D	約10%
3	E	約5%
4	F	約5%
	その他	約10%
	合計	100%
	市場シェアの増分	約35%
	統合後のHHI	約5,400
	HHIの増分	約2,600

(本件債権譲渡後)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65%
2	D	約10%
3	E	約5%
4	F	約5%
5	Q	約5%
	その他	約10%
	合計	100%
	市場シェアの増分	約25%
	統合後のHHI	約4,700
	HHIの増分	約2,300

【県南経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

(本件債権譲渡前)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算 十八銀行 FFGグループ	約75% 約40% 約35%
2	G	約10%
3	H	約5%
4	I	約5%
	その他	約5%
	合計	100%
	市場シェアの増分	約35%
	統合後のHHI	約5,600
	HHIの増分	約2,700

(本件債権譲渡後)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65%
2	G	約15%
3	H	約5%
4	I	約5%
5	R	約5%
	その他	約5%
	合計	100%
	市場シェアの増分	約25%
	統合後のHHI	約4,800
	HHIの増分	約2,300

【県北経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

(本件債権譲渡前)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算 FFGグループ 十八銀行	約70% 約50% 約20%
2	J	約10%
3	K	約5%
4	L	約5%
	その他	約10%
合計		100%
市場シェアの増分		約20%
統合後のHHI		約5,300
HHIの増分		約2,200

(本件債権譲渡後)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65%
2	J	約10%
3	K	約10%
4	L	約5%
	その他	約10%
合計		100%
市場シェアの増分		約15%
統合後のHHI		約4,500
HHIの増分		約1,800

【県央経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

(本件債権譲渡前)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算 十八銀行 FFGグループ	約70% 約40% 約30%
2	M	約10%
3	N	約10%
	その他	約10%
合計		100%
市場シェアの増分		約30%
統合後のHHI		約5,100
HHIの増分		約2,400

(本件債権譲渡後)

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65%
2	M	約10%
3	N	約10%
4	S	約5%
	その他	約10%
合計		100%
市場シェアの増分		約25%
統合後のHHI		約4,700
HHIの増分		約2,200

2 金利等のモニタリング

前記第6の1のとおり、本件債権譲渡は遅くとも本件統合後1年以内に完了する予定であるが、本件モニタリングは、本件債権譲渡が完了するまでの間、当事会社グループが市場支配力を行使することを防止するための措置として実効性が認められることから、適切な措置であると認められる。

また、前記第5の2(2)ウのとおり、対馬等3経済圏では、本件統合によりほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。この点、対馬等3経済圏において実施される本件モニタリングは、ほぼ独占状態となることによって生じ得る不当な金利の引上げ等を防止するための措置として実効性が認められることから、適切な対応と認められる。

3 定期報告

本件債権譲渡及び本件モニタリングの実施状況について、公正取引委員会に対して定期的に報告することは、問題解消措置の確実な履行を担保する観点から適切な措置であると認められる。

第8 結論

以上から、当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。